

令和2年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和2年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月2日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 干場 芳子

所管課等	種別	監査結果（内容）	措置状況の概要
給食センター R2.10.21監査 R2.11.12報告	指導 事項	【行政財産使用許可事務について】 行政財産（給食センター及び対雁調理場）の使用許可事務において、部長が専決すべきところセンター長専決としているほか、交付した使用許可書が江別市財産管理規則に定められた様式と異なる用紙を使用していることから、今後は江別市事務専決規程及び江別市財産管理規則を遵守し適切な事務処理に努められたい。	【措置済み】 専決区分の誤りについては、課内において江別市事務専決規程遵守の周知徹底を図ります。 また、使用許可書の交付に当たっては、江別市財産管理規則に定められた様式を使用するよう、適正な事務処理に努めます。
郷土資料館 参事（セラミックアートセンター事業担当） R2.11.19監査 R2.12.15報告	指導 事項	【行政財産使用許可事務について】 行政財産（セラミックアートセンター）の使用許可事務において、交付した使用許可書が江別市財産管理規則に定められた様式と異なる用紙を使用していることから、今後は江別市財産管理規則を遵守し適切な事務処理に努められたい。	【措置済み】 行政財産使用許可事務において、江別市財産管理規則で定める使用許可書様式を使用し、適切な事務処理を執行するよう徹底します。
学校教育課 R2.10.21監査 R2.12.28報告	指摘 事項	【物品の売払い事務について】 小中学校25校に配備しているパーソナルコンピューター等の機器更新に伴う337台の物品の売払いに際し、不用品決定調書の作成及び不用品処分のための売払い契約の締結をすべきところ、これらの事務処理がなされていないなど不適切な取扱いが散見されることから、今後は地方自治法施行令、江別市契約に関する規則及び江別市物品会計規則に基づき、適切	【措置済み】 物品会計事務及び契約事務について、今回の指摘事項を課内で共有し、関係法令の再確認を行いました。また、事務処理の誤り等を防止するため、職員間で相互チェックを行うよう意思統一を図りました。 今後は関係法令に基づく適切な事務の執行に努めます。

		な事務処理に努められたい。	
指導事項	<p>【前渡資金の精算事務について】 小中学校の校外活動時に使用する交通費の現金支払に際して、資金の前渡を受けた職員ではなく別の者に取り扱わせているほか、一部の支払に交通系 I Cカードの使用も見受けられる。前渡資金は会計管理者に代わり管理する公金であるため、その取扱いを他者へ委ねることはできないことに加え、公金の支出に I Cカードの使用は認められていないことから、早急に整理し、今後は江別市会計規則に基づき適切に処理されたい。</p>	<p>【措置済み】 資金前渡に係る事務について、今回の指導事項を課内で共有し、江別市会計規則を再確認しました。以後、資金前渡職員による現金の支払については、適正に行うよう徹底します。なお、I Cカードについては、全額払い戻しの上、使用を停止しました。今後は江別市会計規則に基づく適切な事務の執行に努めます。</p>	

注 監査結果の指摘事項等の取扱いについては、監査結果報告の取扱い及び公表に関する要領による。